

## 長崎県 SDGs 登録制度の第 1 回登録事業者の更新申請方法について

### 1. 「様式第 1 号－更新」について

- 「1「SDGs 達成への重点的な取組及び指標」の旧目標の振り返り」に、前回申請時に設定した指標の達成・不達成の状況（一部達成・不達成のものも含む。）を記載してください。

※達成・不達成の状況は、登録の更新に影響を及ぼすものではありません。

#### 【記載例】

- ・「今年度は、○回の地域貢献活動に参加することができた。」
  - ・「今年度は、一部の社員について年間○○日以上の有給休暇取得ができなかった。」
  - ・「目標値である○%の削減を達成した。」
- 「2「SDGs 達成への重点的な取組及び指標」新目標の設定」に、今回の振り返りをふまえて、下記の例を参考に新目標を設定してください。

- ・直近の目標を達成していることから、指標の上方修正を図る。（年 4 回 → 年 6 回）
- ・直近の目標を達成していることから、目標を変更する。  
（「電力量」→「CO2 排出量」の削減）
- ・直近の目標を達成出来なかったため、現状維持のうえ、再度達成を目指す。  
（「2023 年度までに」→「2026 年度までに」、「毎年度」であればそのまま）
- ・直近の目標を達成出来ず、また、取り組んでみたところ達成の見込みがないため目標を変更する。（→新たな取組・指標を策定）

### 2. 「様式第 2 号」について

- ・前回申請時の記載内容と変更が無い場合には、提出は不要です。
- ・前回申請時の記載内容に変更がある場合には、変更箇所のみ赤字修正のうえ提出して下さい。

### 3. 第 1 回登録事業者の更新申請受付期間

令和 5 年 1 1 月 2 0 日（月）から令和 6 年 1 月 1 2 日（金）まで

### 4. その他

「様式第 1 号－更新」において設定する「新目標」および様式第 2 号の内容については、次回の更新まで変更できませんのでご注意下さい。

随時変更ができない項目	○様式第 1 号－更新において定める新目標 ○様式第 2 号の記載内容
随時変更ができる項目 （「様式第 4 号 内容変更届」の 提出が必要）	○申請企業等の概要 ○SDGs の達成に向けた経営方針等 ○SDGs 達成に向けてのパートナーシップ ○SDGs 普及・促進に向けての外部への取組

※随時変更ができる項目について、前回申請時の内容に変更が生じた場合には、「内容変更届（様式第 4 号）」をご提出下さい。